

## 2024年度 町田市立町田第二小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### I いじめ防止等における基本理念

いじめはどの子にも起こりうることであり、重大な人権侵害であるという認識のもと、全教職員が一丸となって、「させない、許さない」信念をもって指導に当たる。

未然防止・早期発見・即対応を確実に、全ての児童が心豊かに成長できる、安心・安全な学校を実現するべく尽力する。

### II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

##### 〈具体的な学校の取組〉

###### (1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ①「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ②教育計画「人権教育年間計画」に沿って実施

###### (2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。また、「SOSの出し方に関する教育」を推進していくことで、悩みや不安への対処の方法を身に付けさせる。

- ①道徳授業地区公開講座の充実（5月18日）
- ②SOSの出し方に関する教育
- ③保健「心の健康」

### (3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ①2年生 お店体験（10月）
- ②4年生 福祉体験・ボランティア活動「ふるさとの森清掃」（6月）
- ③若竹学級と1年生との交流学習及び共同学習 前期
- ④異学年交流活動「縦割り班遊び」
- ⑤町二中とのオープンスクール（10月）
- ⑥町二中生職場体験 後期

## 2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### (1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「4 いじめに『気付く』チェックリスト 子供のサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③毎週金曜日に行う生活指導夕会での情報収集

#### (2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③スクールカウンセラーの活用
- ④「いじめ対応チーム」の月1回の実施

## 3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### (1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。  
また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

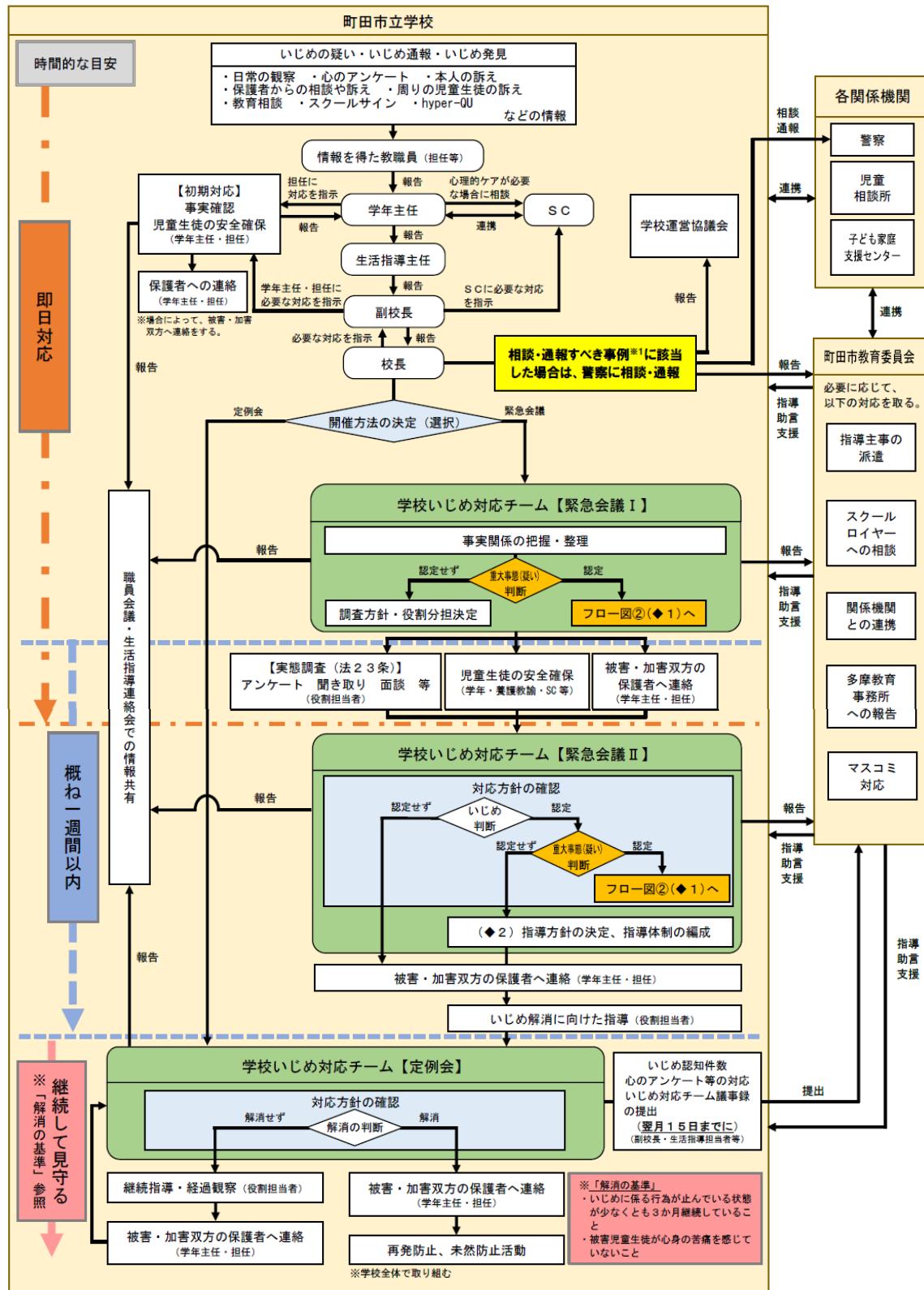
## (2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③まちだJUKU（教育センター）※中学校
- ④保護司、民生・児童委員
- ⑤町田警察署、ハ王子少年センター、ハ王子児童相談所
- ⑥学校サポートチーム
- ⑦本校のいじめ対策チーム

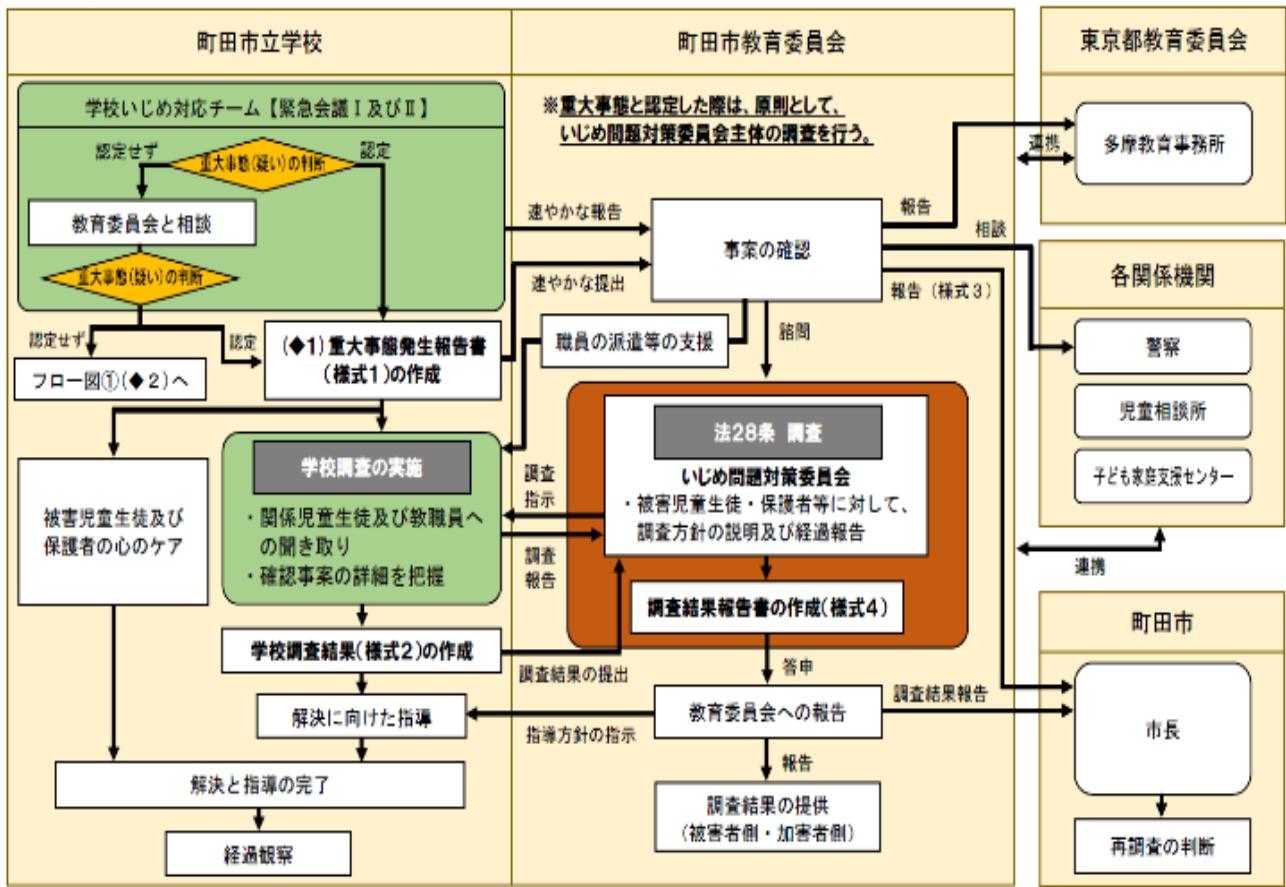
### III いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について (通知)」文部科学省)	
暴行	ゲームや恶ふざけと称して、練り返し同級生を殴ったりけつたりする。無理やりズボンを脱がす。 自殺閣号 同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
傷害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。 名譽棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐嚇	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
器物損壊等	自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
私事性的画像記録提供 (リベンジボルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	

## IV いじめが発見されたときの対応の流れ

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



初期対応の流れ	取 組
<b>1 いじめの発見・認知</b> <b>2 報告（5W1Hを正確に）</b> 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任、教職員による観察</li> <li>○子供・保護者の訴え</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談</li> <li>○外部からの情報</li> <li>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</li> </ul>
<b>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</b> ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</li> <li>○当該の子供、関係者からの聞き取り               <ul style="list-style-type: none"> <li>□話しやすい人や場所等の配慮</li> <li>□複数の教職員で聞き取り</li> <li>□情報提供者の秘密を守る</li> </ul> </li> <li>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</li> </ul>
<b>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議等で情報共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>（指導・援助方針の共通理解、役割分担）</li> </ul> </li> <li>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携</li> </ul>
<b>5 子供への指導及び保護者との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。</li> <li>○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</li> <li>○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。</li> </ul>
<b>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</li> <li>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。</li> <li>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</li> <li>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</li> </ul>

## V 町田第二小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

### 【構成】

校長	ト部	副校長	小田
生活指導主任	時國	主幹教諭	坂本 水岡
養護教諭	野村	当該学年主任	( )
当該学級担任	( )	スクールカウンセラー	花嶋
関係教員	( )		

### 【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
5月	各学年から様々な理由から生活指導上配慮が必要な児童について伝達する。教職員全員で確認することで児童理解を深める。
8月	いじめ防止にかかる本校の現状を振り返り、後期に向けた改善案などを話し合う。いじめの未然防止・早期発見、対応の手順について再確認する。

## VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4月	学級活動	「1年生になって」
	10月	道徳	「ダメ」
	10月	道徳	「こころはっぱ」
2年	4月	学級活動	「2年生になって」
	10月	道徳	「おれたものさし」
	10月	道徳	「かっぱわくわく」
3年	4月	学級活動	「3年生になって」
	5月	道徳	「しようたの手紙」
	6月	道徳	「いいち、にいっ、いいちにいっ！」
4年	4月	学級活動	「4年生になって」
	6月	道徳	「いっしょになって、わらっっちゃだめだ」
	6月	道徳	「わたしの見つけた小さな幸せ」
5年	4月	学級活動	「5年生になって」
	6月	道徳	「転校生がやってきた」
	12月	学級活動	「SOSの出し方」に関する教育
6年	4月	学級活動	「最高学年になって」
	6月	道徳	「ばかじゅん」
	11月	学級活動	「SNSの正しい使い方」